



射水市では奨学金を利用して大学等へ
進学された学生さんのUターン・
Iターンを支援します！

明日の射水を担う若者定住助成金制度

射水市では、将来を担う若者の定住・移住促進の一環として、射水市や日本学生支援機構の奨学金を利用して大学等へ進学し、卒業後、UターンまたはIターンして射水市に定住される方を対象に、予算の範囲内において、奨学金返還額の一部を助成します。

対象者

< Uターン型 >

射水市の奨学金を利用して県外の大学等に進学した自宅外生で、卒業後就職し、市内に定住される方

< Iターン型 >

日本学生支援機構の奨学金を利用して射水市内の大学等へ進学した県外出身の学生で、卒業後就職し、市内に定住される方

助成金額

奨学金年間返還額の2分の1の額

(ただし、年額96,000円以内とします。)



助成期間

最大10年間

裏面へ

どんな人が
対象になるの？



助成要件

対象者のうち、Uターン型・Iターン型に該当し、次の(1)または(2)のいずれかを満たし、かつ(a)～(d)までの要件を全て満たす方

- (1) 既に射水市内に居住しており、平成27年4月1日以降に奨学金の返還を始めた方
- (2) 既に奨学金の返還を始めており、平成27年4月1日以降に新たに射水市に住民登録した方

- (a) 現に就業されている方
- (b) 奨学金の返還を怠ったことの無い方
- (c) 市税等の滞納が無い方
- (d) 助成を受けようとする年度の1月1日を基準として、1年以上射水市内に居住している方

< 特例措置 >

平成28年度に限り、上記(d)の要件に関わらず、平成29年1月1日までに射水市内に居住(住民登録)が確認できる方は助成対象とします。ただし、居住確認以後に返還した奨学金に対して、助成します。

選考基準

Iターン型においては、予算の範囲内で、大学等在学時の成績上位者に助成します。

申請から交付まで

平成28年度は、平成29年1月～2月上旬にかけて申請の受付を予定しています。

(1～2月)

(3月)

(3月末まで)

交付申請

審査

交付決定

交付(振込)

申請先・お問い合わせ

射水市教育委員会学校教育課総務企画係

〒933-0292 射水市加茂中部893番地

TEL 0766-59-8090 FAX 0766-59-8098

Eメール gakkou@city.imizu.lg.jp

詳細については、射水市ホームページをご確認ください。

明日の射水を担う若者定住助成金

検索